

返戻金について

株式会社千葉興業銀行 営業本部

1. 当行が紹介した採用決定者（求職者）が就業開始後に、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇となった場合、求人者から受領した紹介手数料から次に定める割合を乗じた金額を求人者に返還する。

① 1 ヶ月以内	80%
② 1 ヶ月超 3 ヶ月以内	50%
③ 3 ヶ月超 6 ヶ月以内	5%